

滋賀県災害時のトイレ運営ガイドライン【概要版】

1. 策定の趣旨

- 令和6年能登半島地震をはじめとする過去の大規模災害では、多くの避難所でトイレの衛生環境が悪化し、避難者がトイレの利用を控えたことにより災害関連死を引き起こす事例もあった。
- これらを受け、滋賀県では、災害時のトイレ運営に関して事前に、また発災時に対応すべきことを取りまとめるとともに、し尿処理等に関する手続きやすべての避難者にとって安心で快適なトイレ環境の確保に必要な視点を整理した。
- また、内閣府や他県のガイドラインを参考にするとともに、県内市町や本県と災害時におけるトイレ支援の協定を締結している企業からいただいた意見も反映し、策定した。

ガイドラインの構成

1. 策定の趣旨
2. これまでの災害対応を踏まえた課題
3. 発災に備えた事前対応
4. 発生時の対応
5. 誰にとっても安心・快適なトイレ環境確保に必要な視点

2. これまでの災害対応を踏まえた課題

■課題

○過去の災害 ●能登半島地震

- 本来使用不可であるトイレの無理な使用による衛生環境の悪化
- 水洗トイレが使用できない場合に必要となる携帯・簡易トイレの不足
- 携帯・簡易トイレ等の備蓄場所や設置・使用方法、避難所運営担当者の連絡先等のトイレ供給に必要な情報が避難者へ届かない
- 劣悪な環境のトイレ使用を控えることによる、避難者の健康状態の悪化
- トイレ内部が狭い、段差がある等、災害時要配慮者が使いやすいトイレが確保できない
- バキューム車等が不足し、し尿処理式のトイレが使えない
- ごみ処理施設の被災による、し尿ごみなどの堆積および衛生環境の悪化



阪神・淡路大震災



東日本大震災



能登半島地震

■必要な対応

○過去の災害 ●能登半島地震

- 災害時のトイレの使用ルールの作成および周知
- 想定される避難者数に見合った携帯・簡易トイレの備蓄
- 災害用トイレの備蓄場所や設置方法等の各地域や関係者間での情報共有、周知
- 災害時においても衛生環境が整った、快適なトイレ環境の確保
- アクセスしやすいトイレ設置場所の事前検討等、災害時要配慮者へのケア
- 災害時におけるし尿処理体制の構築
- し尿ごみの回収が滞る場合の保管場所および保管方法の事前検討

■令和6年能登半島地震

- 発災直後から携帯トイレなどが利用されている状況が確認できたが、必要数の不足や誤った方法での利用により、結果としてトイレが使用できない事例があった
- 交通の寸断などから仮設トイレの設置に時間を要した
- 設置された仮設トイレの85%以上が和式トイレで、高齢者が利用時に転倒するなど、怪我を負う事故が発生



▶トイレの入り口と室内に照明を設置

和式トイレを洋式化▶



災害時のトイレ計画を作ろう

支援者が注意したいこと



過去の災害では十分な数の仮設トイレが設置されるまで1～2週間かかることもありました。女性やLGBT等の人たち、高齢者、障害者などに配慮したトイレの配置も忘れず。今後は在宅避難者が増えるので、家庭内での災害用トイレに関する対策も必要です。



自治体職員や避難所運営者は、災害時のトイレの配置や利用ルール、管理・撤去の方法などについて検討し、計画を作っておきましょう（計画と対応にいかない場合もあるので柔軟性が大事）。仮設トイレ（施設内トイレが使える場合はそれも含める）の割り振り、女性3：男性1の割合を目処とし、誰もが利用できる多目的トイレも設けましょう。

また、家庭や事業所で災害用トイレ（汚物処理の凝固剤や密閉パック）や消毒剤、消臭剤などの備蓄を呼び掛け、災害時には下水道が破損していないことが確認できるまでは不用意に水洗トイレを流さないよう周知しておく必要があります。

◀しが防災プラスワン
(災害時のトイレ計画を作ろう)

